

施行細則

第1章 目的

第1条 この細則は、三郷市立彦郷小学校PTA会則第32条の規定に基づき、三郷市立彦郷小学校PTAの運営・施行に必要な事項を定める事を目的とする。

第2条 役員及び専門委員について、下記の事項に従う。

1. 会員は、本校に在籍する児童1人につき1回以上、役員又は専門委員として活動する。
2. 専門委員は、細則第2章に定められた各委員会活動の外、必要に応じて学校行事やPTA行事等に協力する。
3. 役員又は専門委員に選出された後に、これを辞退する時は必ず本人が任務を遂行する者を代わりに立てる。
4. 役員経験者（監事を除く）及び専門委員長経験者は専門委員長選出の際、その任を辞退することができる。ただし立候補についてはこの限りではない。

第2章 専門委員会

第3条 学年保健体育委員会

1. 各学級より1名以上選出し、正副委員長1名を互選する。
2. 学年、学級における会員の親睦を図り、学年行事等の企画運営や学校行事等への協力活動を行う。
3. 児童が心身ともに健やかに成長するよう、保健体育に関する行事等に協力する。

第4条 広報成人教育委員会

1. 各学級より1名以上選出し、正副委員長各1名を互選する。
2. 広報活動を通じて、この会の活動内容に関する会員相互の理解や資質の向上を図る目的で、広報紙の企画編集及び発行を行う。
3. 会員の教養を高め、会員同士の親睦を図ることを目的とし、講演会等への出席及び講習会等の企画運営を行う。

第5条 地域委員会

1. 赤コース(旧彦成1丁目)から委員長1名、青コース(旧彦成2丁目(県営・学区外含む))から委員長1名、緑コース(旧団地)から委員長1名、副委員長は計3名、班長より互選する。
2. 地域の実情を踏まえて児童の教育及び生活環境を整備充実させ健全な校外生活を育成するための活動をする。
3. 他の専門委員会とは、活動期間及び活動基盤が異なる。

第6条 推薦委員会

1. 推薦委員長は学年保健体育委員長が兼任、推薦副委員長は学年保健体育副委員長が兼任する。
2. 運営委員会にて開催する。
3. 推薦活動においては、PTAの本旨を理解する役員を選出する責任を担い、他の何人からも干渉されない。
4. 会則第22条に満たない場合、過去本部役員経験者及び新一年生を除く新規会員より役員を選出する。
5. 原則として、会長は推薦活動により選出する。

第7条 イベント運営委員会

1. 各学級より1名以上選出し、正副委員長1名を互選する。
2. イベント運営委員会は、彦郷フェスタ主催や各学校行事を補佐する。